

## クレジットカード決済導入に伴う指定代理納付に係る業務仕様書(立替払型)

### 1 業務内容

名寄市立総合病院におけるクレジットカード決済導入に伴う指定代理納付業務

なお、本業務は地方自治法第231条の2第6項に基づく指定代理納付者による立替払いによるものとする。

### 2 業務期間

業務期間は、令和3年3月1日から令和4年3月31日までとする。

### 3 指定代理納付業務の対象となる歳入

- (1)入院診療費
- (2)外来診療費
- (3)その他医業収益にかかるもの

### 4 対象施設の概要

- (1)病院名 名寄市立総合病院
- (2)所在地 名寄市西7条南8丁目1番地
- (3)病床数 359床
- (4)患者数

外来延患者数 226,707名

入院延患者数 98,183名

#### (5)診療収益

外来収益 2,563,438千円

入院収益 5,950,038千円

その他医業収益 161,470千円

※令和元年度実績

### 5 指定代理納付で取り扱うクレジットカード

クレジットカード発行会社にかかわらず「JCB」系列または「VISA」系列ブランドが付与されたクレジットカードブランドを、必ず1つ以上取り扱い可能とし、決済手数料は「VISA」または「JCB」と同一とする。(同一と出来ないブランドの提案も可とする。)

その他のクレジット(デビット)カードブランドについても、自社で取り扱いできるものについては全て提案すること。

※自社発行のカードについては、さらに低料率で提案すること。

## 6 指定代理納付の方法

- (1) 納入義務者の支払方法は、1回、分割、リボルビング払いとすること。
- (2) 納入義務者に対して有する債権を買い取る「債権譲渡型」ではなく、納入義務者に代わって立替払いをする「立替払型」とすること。
- (3) クレジットカード納付による立替金については、各月毎に月末を締日として集計し、翌月の15日に一括して指定口座に振り込むこと。  
なお、振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り込むこととし、納入義務者が選択する支払方法の種類に関わらず、初回に全額振り込むこと。
- (4) 各月毎のクレジットカード納付による立替金の内訳明細(利用日、利用額、利用件数、手数料額)を別途、振込予定日の3営業日前までに通知すること。
- (5) クレジットカード納付による立替金を振り込む際の手数料は、指定代理納付者負担とする。

## 7 指定代理納付行為に対する手数料

- (1) 指定代理納付に対する手数料(以下「手数料」とする)については、指定代理納付者の各月毎に発行する適切な請求書により納入義務者が選択する支払方法の種類に関わらず一括で支払うものとする。
- (2) 手数料の額は、各月毎の立替金の額に契約で定める手数料を乗じた額とし、1円未満の端数がある場合は、端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 指定代理納付者は、立替金から相殺により手数料を徴収することはできないものとする。

## 8 クレジットカード決済端末機の設置及び仕様

- (1) 下記機器に接続を行うこと。(メーカーについては、11月中旬に決定予定。)  
 決裁端末機内蔵型 自動精算機 3台  
 決裁端末機未内蔵 POSレジ(正面会計窓口2台・救急外来窓口1台) 3台
- (2) 端末機は無償で提供するものとし、端末機に要する費用は、指定代理納付者の負担とする。ただし、次に示す費用は病院の負担とする。
  - ① 回線の院内敷設に要する費用
  - ② 回線の接続に要する費用
  - ③ 回線の初期費用及び通信費用
  - ④ 決裁端末機等に関する電気料金
- (3) 決裁端末機の付属品やロール紙の費用は、指定代理納付者負担とする。
- (4) 決裁端末機の故障時の保証、修理費用は、指定代理納付者負担とする。
- (5) 当院が設置予定の自動精算機にてクレジットカード決済を行うにあたり、自動精算機の納入業者と協力し、動作検証等の稼動開始に必要な対応を行うこと。
- (6) クレジットカード決済端末機は、暗証番号入力用機器が付属しているか、同等の機能を本体が保持していること。
- (7) クレジットカード決済端末機は、PCI/DSSの現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保

持型で、接触 IC カード・磁気カード・電子マネー・PIN 入力装置が一体となった端末とし、他ブランドカードの共用が出来ること。(今回の導入については、クレジットカードのみとする。)

ただし、自動精算機の業者が決定後、接続できない機器の場合は、接続できる機器に変更すること。

(8) 電子マネーの種類追加等の決済方法の拡張にも対応可能であること。

## 9 その他

(1) 複数のクレジットカードと加盟店契約を締結する場合は、契約締結前に本院で幹事となる指定代理納付者(以下「幹事事業者」とする)を決定することとし、幹事事業者は、決裁端末機の設置及び各種費用の負担、その他仕様書に係る事項について代表して対応し、別途契約する同様のクレジットカード加盟店契約の事業者との調整をはかること。

(2) 端末機の操作及びクレジットカード納付申し出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を第三者に委託することを承認すること。

(3) クレジットカード納付取り扱いに開始にあたり、事前に端末機の操作等について研修及び指導を行うこと。また、操作マニュアルや障害時の対応マニュアルを用意すること。

(4) 障害や照会事項が発生した場合は、遅滞なく対応し、業務に支障がないようにすること。特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。

(5) 取り扱いカード会社のディスプレイ等を設置し、カード支払が可能であることを周知すること。

(6) 立替払いの遅延や入金の不履行などの損害、クレジットカードの不正使用による損害に対しては、指定代理納付者が責任を負うこと。

(7) 業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めがない事項については、新たに指示を受けること。